

公安委員会 説明資料No. 1	警察庁長官に対する異議申立てに係る 諮問について(行政機関情報公開法関係)	平成27年2月12日 総務課
--------------------	--	-------------------

(略)

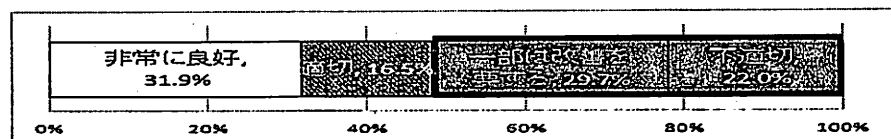
1 調査の目的

スマートフォン等の普及を背景として、インターネット利用に係る児童の犯罪被害が深刻化している。このため、全国の携帯電話販売店から専売店及び量販店1,202店舗を抽出し、スマートフォン用のフィルタリングの説明・推奨状況等を調査したもの。

2 調査結果の概要

(1) フィルタリングの説明・推奨状況に関する調査

- 全体の調査項目を通じて、説明・推奨に改善を要すると認められた店舗は51.7%であった。



- スマートフォン用のフィルタリングの知識が要求される調査項目において不適切とされた店舗の割合が高く、スマートフォンの急速な普及に販売店の対応がまだまだ追いついていない状況が推測できる。
- 都道府県別の説明・推奨状況に顕著なばらつきがあった。

(2) 販売員へのアンケート調査

- 保護者がスマートフォンの仕組みをよく理解していない、フィルタリングの仕組みが複雑で説明が困難であるなどの理由から、保護者への説明に苦勞を感じている販売員が多い。
- 特定のアプリが利用できない、子供から頼まれたなど、子供の意向に左右されてフィルタリングを利用しない保護者が多いという意見が大半を占めた。

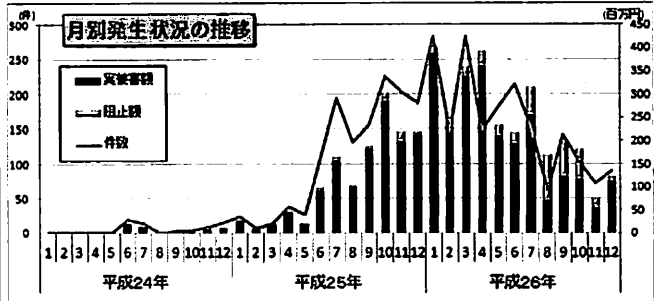
3 今後の対策

調査結果を踏まえ、携帯電話事業者に対し保護者へのフィルタリングの説明・推奨の強化に係る要請を行うとともに、春の進学・進級時期を迎えることから、関係府省庁・民間団体との連携による保護者への啓発活動等を推進する。

1 平成26年中の発生状況

(1) 発生件数及び被害額 1, 876件 約29億1000万円

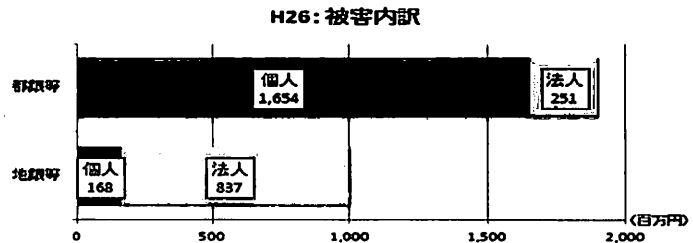
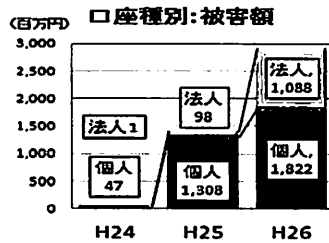
期間	件数	被害額 (実被害額)
H26	1,876件	約29億1000万円 (約24億3600万円)
H25	1,315件	約14億600万円 (約13億3000万円)
H24	64件	約4800万円 (約4800万円)



※ 被害額・・・犯人が送金処理を行ったすべての額
 ※ 実被害額・・・「被害額」から金融機関が不正送金を阻止した額を差し引いた実質的な被害額

(2) 特徴

- 被害が多く、地方銀行や信用金庫・信用組合に拡大するとともに、法人名義口座に係る被害が拡大 (別紙「1」、「2」)



- 不正送金処理を自動で行うウイルスの利用等手口の悪質・巧妙化
- 資金移動業者を介して不法に国外送金する事犯が一昨年より減少 (別紙「3」)
- 不正送金先口座名義人の64パーセントが中国人 (別紙「4」)

2 取組状況

- (1) 国際的なボットネットのテイクダウン作戦により、確認された約15万5,000件の国内の感染端末利用者に対する注意喚起を推進
- (2) 取締りの徹底により、115事件で233人 (+81事件、+165人) を検挙 (別紙「5」)
- (3) 関係事業者等と連携した施策の推進
 - ア 金融関係団体との連携により多くの不正送金を阻止 (別紙「6」)
 - イ 中国人留学生・技能実習生関係団体に対する指導・啓発の要請
 - ウ ウイルス対策事業者等との連携による被害防止対策の推進

3 今後の取組

- (1) 事件の徹底検挙及び関係機関等と連携した被害防止対策の継続実施
- (2) (一財)日本サイバー犯罪対策センター(JC3)と連携し、官民の情報共有を推進
- (3) 外国捜査機関等との連携強化

公安委員会

和歌山県紀の川市における男子児童

平成27年2月12日

説明資料No. 4

被害殺人事件の検挙について

捜査第一課

和歌山県警察は、平成27年2月5日、和歌山県紀の川市内において、男子児童が刃物様のものなどで切られるなどして殺害された事件について、同月7日、被疑者を殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 和歌山県紀の川市

無職

(

)

22歳

2 被害者

住居 和歌山県紀の川市

小学5年生

A 男

当時11歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年2月5日、和歌山県紀の川市内の空き地において、被害者に対し、刃物様のものなどで右前胸部等を切りつけるなどして殺害したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 現場において倒れていた被害者を発見した、付近住民からの通報により認知。
- (2) 現場の状況等から殺人事件と認め、捜査本部を設置して捜査を推進するとともに、地域住民への警戒活動を強化。
- (3) 所要の捜査の結果、現場付近に居住する男を被疑者と特定し、2月7日、殺人罪で通常逮捕。

1 死体取扱数

16万6,353体（前年比-2,694体（-1.6%））

- 犯罪死体 520体（前年比+6体（+1.2%）、死体取扱総数の0.3%）
- 変死体 2万106体（同-233体（-1.1%）、死体取扱総数の12.1%）
- その他の死体 14万5,727体（同-2,467体（-1.7%）、死体取扱総数の87.6%）

死体取扱総数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833	169,047	166,353
犯罪死体	1,087	927	858	984	811	834	735	734	514	520
変死体	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722	20,339	20,106
その他の死体	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377	148,194	145,727

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。

2 検視官の臨場

- 臨場数 12万266体（前年比+1万4,197体（+13.4%））
- 臨場率 72.3%（同+9.6ポイント）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検視官臨場数	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	63,626	86,335	106,069	120,266
検視官臨場率(%)	11.8	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6	49.7	62.7	72.3

3 司法解剖数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
司法解剖数	4,942	5,524	5,901	6,285	6,569	8,014	7,971	8,520	8,356	8,684

4 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第5条検査数									64,341	100,192
第6条解剖数									1,418	1,921

※ 平成25年の死因・身元調査法に基づく検査数及び解剖数は、4月から12月までの間の数。

<参考>

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
その他の解剖数	8,628	8,518	8,824	9,431	9,615	11,069	11,205	10,698	9,262	8,787

※ 警察が取り扱った死体について行われた解剖のうち、司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖（平成25年及び26年のみ）以外の解剖の数。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
解剖率	9.1	9.4	9.5	9.7	10.1	11.2	11.0	11.1	11.3	11.7

※ 死体取扱総数のうち、司法解剖、死因・身元調査法に基づく解剖（平成25年及び26年のみ）及びその他の解剖が行われたものの占める割合。

1 開催の目的

今般のシリアにおける邦人殺害テロ事件の政府対応について検証を行い、国際テロ事案に関する在留邦人保護等の政府対応の在り方について検討する。

2 構成員

委員長	内閣官房副長官（事務）
委員長代理	内閣危機管理監 国家安全保障局長 内閣情報官
委員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 国家安全保障局次長 警察庁警備局長 外務省大臣官房長 外務省中東アフリカ局長 防衛省運用企画局長

3 第1回検証委員会の開催

(1) 日時

平成27年2月10日（火）午前11時から

(2) 場所

総理官邸

(3) 議題

検証委員会の進め方について

(4) 結果

- 杉田内閣官房副長官の下で関係省庁が参加して検証。
- 中東地域や危機管理等についての専門家、知見を有する有識者の方からも意見を聴取。